# Z─70─E 〔第一問〕 相続税法 解答速報

 問1の解答は1枚目から3枚目の所定の箇所に、 問2の解答は4枚目から5枚目に記入しなさい。

## 問 1 (1)

Aが小規模宅地等の特例を適用するための手続 <b>3</b>
小規模宅地等の特例の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、
相続税の期限内申告書(期限後申告書及び修正申告書を含む。)に、この規定の適用を受けよう
とする旨を記載し、計算の明細書その他一定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

#### 問 1 (2)

#### ① 特別寄与料に係る規定が設けられている理由3

改正前の民法の規定では、相続人以外の者が被相続人の療養看護に努め、被相続人の財産 の維持に貢献した場合であっても、相続人でないことから遺産分割協議において分配を請求 することはできず、何ら財産を取得することはできなかったため、療養看護を一切行わなかった 相続人が遺産を取得できるのに対し、療養看護をした相続人以外の者が何ら遺産を取得できない のは不公平であったことから、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として特別寄与料 の規定が設けられている。

② Dの相続税の課税価格及び税額の計算と申告手続について

イ 相続税の課税価格(みなし遺贈) ❹

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合においては、その特別寄与者が、その特別寄与料の額に相当する金額をその特別寄与者による特別の寄与を受けた被相続人から遺贈により取得したものとみなす。

ロ 相続税の税額(相続税額の2割加算) 4

相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった その被相続人の直系卑属を含む。)及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る 相続税額は、算出相続税額にその20/100に相当する金額を加算した金額とする。

ハ 申告手続(相続税の期限内申告) ❹

特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定したことにより、新たに期限内申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、その事由が生じたことを知った日の翌日から10月以内(その者が納税管理人の届出をしないでその期間内に法施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで。)に期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

<ul><li>① B及びCの取ることができる申告等の手続(相続税の更正の請求)</li></ul>
相続税について申告書を提出した者は、次のいずれかの事由によりその申告に係る課税価格
及び相続税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月
以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。
イ 未分割遺産に対する課税の規定により分割されていない財産について民法(寄与分を除く。)
の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、
その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産
に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なること
となったこと。
ロ 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定したこと。
② B及びCの課税価格の計算(債務控除) <b>⑤</b>
特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額がその特別寄与者に係る課税価格に算入
される場合においては、その特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した
財産及び相続時精算課税適用財産については、その相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、
その財産の価額からその特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した
金額による。

#### 問 2

代物弁済が行われたことにより、贈与税の課税が問題となる場合については、以下のとおり である。

#### (1) 土地 Z の価額が金銭債権の残額を超える場合4

#### 関連する条文

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があった時において、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡があった時におけるその財産の時価との差額に相当する金額をその財産を譲渡した者から贈与(その財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

#### ② 趣 旨2

低額譲渡があった場合における財産の時価と対価との差額は、実質的な贈与と言える ため、課税の公平の見地から、贈与又は遺贈とみなして課税することとしている。

#### (2) 土地Zの価額が金銭債権の残額に満たない場合4

土地Zの価額と金銭債権の残額との差額に相当する金額は、債権者Xから債務者Yへ経済 的利益の移転があったものとし、その金額については債務免除益として贈与税が生じる。

#### ① 関連する条文4

対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のためにする債務の弁済(以下「債務の免除等」という。)による利益を受けた場合においては、その債務の免除等があった時において、その債務の免除等による利益を受けた者が、その債務の免除等に係る債務の金額に相当する金額をその債務の免除等をした者から贈与(その債務の免除等が遺言によりなされた場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

#### ② 趣 旨2

債務の免除等があった場合におけるその免除等により受けた利益の額は、実質的な贈与 と言えるため、課税の公平の見地から、贈与又は遺贈とみなして課税することとしている。

問2(続き)			

## Z-70-E 〔第二問〕 相続税法 解答速報

## 1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

財産の種類	取 得 者	課税価格に算 入される金額	計 第 過 程
宅地H	配偶者乙	98, 592, 000 <b>①</b>	(400,000×1.00+360,000×1.00×0.03)×300㎡=123,240,000 ① I 部分 123,240,000× $\frac{150 \mathrm{m}^2}{300 \mathrm{m}^2}$ ×0.6= $\frac{36,972,000}{2}$ ② J 部分 123,240,000× $\frac{150 \mathrm{m}^2}{300 \mathrm{m}^2}$ =61,620,000 ③ ①+②=98,592,000
家屋L	配偶者乙	10, 000, 000	10,000,000×1.0=10,000,000
宅地M	孫F	60, 729, 200 <b>①</b>	① $350,000 \times ^{*1}1.00 \times ^{*2}0.92 \times 230 \text{ m}^2 = 74,060,000$ ② $74,060,000 \times (1-0.6 \times 0.3) = 60,729,200$ ※ $1 \frac{230 \text{ m}^2}{14 \text{ m}} = 16.42 \cdot \cdot \cdot \text{m} < 20 \text{ m}                                  $
家屋N	孫F	5, 440, 000	8,000,000×1.0×(1-0.3)= <u>5,600,000</u> 5,600,000 <u>-*160,000</u> <b>①</b> =5,440,000 ※ 預かり保証金

財産の種類	取 得 者	課税価格に算 入される金額	計 算 過 程
宅地Q	養子D	100, 881, 000	$(300,000 \times 1.00 + 300,000 \times 0.95 \times 0.02) \times 330 \text{m}^2 = 100,881,000$ $① 1 \text{ F}                                  $
家屋R	養子D	12, 000, 000	12,000,000×1.0=12,000,000 ① 1 F 12,000,000× $\frac{120 \text{ m}^2}{120 \text{ m}^2+120 \text{ m}^2}$ =6,000,000 ② 2 F 12,000,000× $\frac{120 \text{ m}^2}{120 \text{ m}^2+120 \text{ m}^2}$ =6,000,000 ③ ①+②=12,000,000
宅地 S	次男C	65, 600, 000 <b>①</b>	$82,000,000 \times \frac{80}{100} = 65,600,000$
T社株式	配偶者乙 次男C	8, 962, 800 <b>1</b> 720, 000 <b>1</b>	

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算(続き)

く 1 株当たりの価額の計算> ① 原則的評価方式 3, $452 = 100$

財産の種類	取 得 者	課税価格に算 入される金額	計	算	過	程
					010 🗆	
貸付金	配偶者乙	16, 115, 200 <b>●</b>	16,000,000+16,000,0	000×1.2%	$\times \frac{219  \text{H}}{365  \text{H}} = 1$	6, 115, 200
宅地V	配偶者乙	_	譲渡担保は評価しない	<u>_</u> 0		
W社株式	長女B	15, 160, 000	772、640×(1+0.2)	$-50 \times 0.2 =$	=758、770、	777 : 758
			758×20,000株=15,10	60, 000		

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算(続き)

財産の種類	取得	者 課税価格に 入される金	·算 注額	算	過	程
( )						
X社転換社債	長女B	20, 030, 00	<b>*</b> 1, 188≦1, 250			
			<b>※</b> 1,280、1,30			
			$100+100\times0.50\%$	$\sqrt{6} \times \frac{146  \text{日}}{365  \text{日}} \times (1 - 1)$	-20. 315%) =	=100.15(銭未満切捨)
			100. 15 $\times \frac{20,000,}{100}$	000 = 20, 030, 00	00	

① 減額単価(対象宅地等及び減額割合)

宅地H (I 部分) 图 (乙) 
$$\frac{36,972,000}{150\,\text{m}^2} \times 80\% = 197,184$$
 → 3 順位
宅地H (J部分) 图 (乙)  $\frac{61,620,000}{150\,\text{m}^2} \times 80\% = 328,640$  → 1 順位

宅地Q 事(D) 
$$\frac{50,440,500}{165 \,\text{m}^2} \times 80\% = 244,560 \rightarrow 2 順位$$

② 有利選択

乙取得の特定居住用宅地等300㎡、D取得の特定事業用宅地等165㎡を選択(完全併用) ●

③ 減額計算

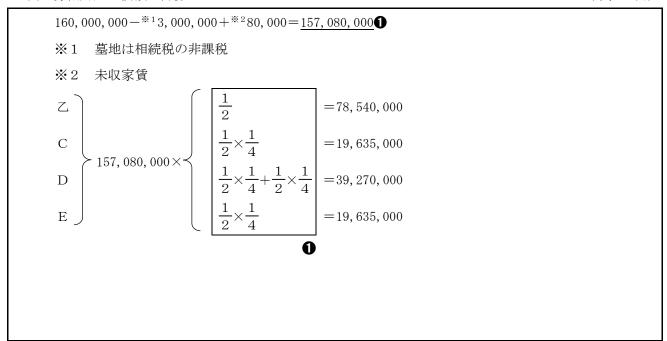
宅地H 197, 184×150m<sup>2</sup>+328, 640×150m<sup>2</sup>=78, 873, 600

宅地Q 244,560×165m<sup>2</sup>=40,352,400

特 例 適 用 対 象 財 産	取得者	課税価格から減額される金額 (単位:円)
宅地H	配偶者乙	78, 873, 600 <b>①</b>
宅地Q	養子D	40, 352, 400 <b>①</b>

#### (3) 分割財産の価額の計算

(単位:円)



#### (4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

債務及び葬式費用	負 担 者	金額	計 算 過 程
	配偶者乙	△ 3, 000, 000	3, 160, 000 <u>-*160, 000</u> <b>1</b> =3, 000, 000
			※ 預かり保証金(負担付遺贈)
葬式費用	配偶者乙	△ 1,000,000	
	長女B	△ 1,000,000	$\Rightarrow$ 3, 000, 000 $\div$ 3 = 1, 000, 000
	次男C	△ 1,000,000	

財産の種類	取 得 者	課税価格に算 入される金額	計 算 過 程
生命保険金等	配偶者乙	15, 080, 000 <b>①</b>	15,000,000+*80,000=15,080,000
			※ 前納保険料
	次男C	17, 000, 000 <b>1</b>	20, 000, 000 - *3, 000, 000 = 17, 000, 000
			※ 契約者貸付金
	長女B	3, 000, 000 <b>1</b>	
同上の非課税金額	配偶者乙	△11, 751, 870	① <u>5,000,000×5人=25,000,000</u>
	次男C	△13, 248, 130	2  15,080,000+17,000,000=32,080,000
			③ ①<② ∴ 25,000,000
			$\left(\begin{array}{c} 15,080,000 \\ \frac{15,080,000}{20,000} = 11,751,870 \end{array}\right)$
			$\begin{bmatrix} Z \\ C \end{bmatrix} 25,000,000 \times \begin{cases} \frac{15,080,000}{32,080,000} = 11,751,870 \\ \frac{17,000,000}{32,080,000} = 13,248,130  (算式①) \end{cases}$
			Bは相続人でないため適用なし
/ 生命保険契約 、			9
(に関する権利)	養子D	2, 000, 000 <b>1</b>	$3,000,000 \times \frac{2}{3} = 2,000,000$
【(保証期間付定期金) に関する権利	次男C	3, 716, 250 <b>1</b>	① 7,000,000
			$2 1,500,000 \times 4.955 = 7,432,500$
			③ <u>①</u> <② ∴ 7,432,500 <b>①</b>
			$7,432,500 \times \frac{1}{2} = 3,716,250$
(結婚・子育て資金)	養子E	2, 880, 000 <b>①</b>	$(10,000,000-2,800,000) \times \frac{4,000,000}{4,000,000+6,000,000} = 2,880,000$
に係る管理残額ノ	- 1 T	2, 000, 000	4,000,000+6,000,000

## (6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位:円)

贈	与	年	分	受	贈	者	加算される贈 与財産価額		計		算	過	程	
	平成27年 養子E		_	相続開	始前3年制	超の贈	身財産の	ため加算	なし					
	平成	30年		長	女B		2, 000, 000 <b>①</b>							

## (7) 各相続人等の課税価格の計算

区分	相続人等	配偶者乙	次男C	養子D	養子E	長女B	孫F
遺贈による取得財産		54, 796, 400	66, 320, 000	72, 528, 600		35, 190, 000	66, 169, 200
分割財産		78, 540, 000	19, 635, 000	39, 270, 000	19, 635, 000		
みなし取得財産		3, 328, 130	7, 468, 120	2, 000, 000	2, 880, 000	3, 000, 000	
債務	債務	△3, 000, 000					
葬式費用	葬式費用	△1, 000, 000	△1, 000, 000			△1, 000, 000	
生前贈与財産の 加算額					_	2, 000, 000	
	価格 満切捨て)	132, 664, 000	92, 423, 000	113, 798, 000	22, 515, 000	39, 190, 000	66, 169, 000

## 2 納付すべき相続税額の計算

## (1) 相続税の総額の計算

(単位:円)

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額	
466,759 千円		30,000+6,000×5人=60,000	406,759 千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の基となる税額	
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	203, 379	64, 520, 550	
長女B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	40, 675	6, 135, 000	
次男C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	40, 675	6, 135, 000	
養子D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	81, 351	17, 405, 300	
養子E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	<b>1</b> 40, 675	6, 135, 000	
合計 5人	1		(100円未満切捨て) 100,330,800円	

## (2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

区	相続人等分	配偶者乙	次男C	養子D	養子E	長女B	孫F
	算出税額	28, 516, 397	19, 866, 512	24, 461, 112	4, 839, 645	8, 423, 970	14, 223, 161
	相続税額の 2割加算額				844, 116		2, 844, 632
加算	贈与税額控除額 (暦年課税分)					△ 194,000	
又 は	配偶者の 税額軽減額	$\triangle$ 28, 516, 397					
減算	未成年者控除		△ 300,000				
	障害者控除					△ 7, 360, 000	
納付税額 (百円未満切捨て)		0	19, 566, 500	24, 461, 100	5, 683, 700	869, 900	17, 067, 700

<sup>(</sup>注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

加算及び控除項目	対 象 者	金額	計	算	過	程
加算及び控除項目相続税額の2割加算額	対 象 者 養子E 孫F <b>①</b>	844, 116	計 $(4, 839, 645 - **619,$ ※ $4, 839, 645 \times \frac{2}{22}$ $14, 223, 161 \times \frac{20}{100} = \frac{1}{2}$	$ \begin{array}{c} 061) \times \frac{20}{100} \\ 880,000 \\ 515,000 \end{array} $	=844, 116	(算式●)
贈与税額控除額(曆年課税分)	長女B	∆ 194,000	$(2,000,000+23,000)$ $-100,000=485,000$ $\stackrel{*}{\otimes} 23,000,000 \stackrel{?}{\otimes} 2485,000 \times \frac{?}{2,000,000}$	0,000,000	∴ 20,0	

(-)				• /
加算及び控除項目	対 象 者	金額	計 算 過 程	
配偶者の税額軽	配偶者乙	△ 28, 516, 397	① 28, 516, 397	
配偶者の税額軽減額	配偶者乙	△ 28, 516, 397	① 28,516,397 ② $\checkmark$ 466,759,000 $\times \frac{1}{2}$ = 233,379,500 $\ge$ 160,000,000 $\therefore$ 233,379,500 $\square$ 132,664,000 $\land$ $\checkmark$ $\triangleright$ $\square$ $\therefore$ 132,664,000 $\square$ $\bigcirc$	
	V	4 000 000	400 000 (00 lb 45 lb) 000 000	
未成年者控除額	次男C	△ 300,000	$100,000 \times (20 歳 - 17 歳) = 300,000$	
	孫F		法定相続人でないため適用なし	
	I	<u> </u>	L	

加算及び控除項目	対 象 者	金額	計 算 過 程	
障害者控除額	長女B	△ 7, 360, 000	① $200,000 \times (85 $ 歲 $-45 $ 歲 $) = 8,000,000$	
			② ①+100,000× $^{*1}$ 20年- $^{*2}$ 2,640,000=7,360,0	00
			※1 H12.10.22~R2.6.1 19年7月 → 20年	
			%2 60,000×(70歳-26歳)=2,640,000	
			③ <u>①&gt;②</u> ∴ 7,360,000 <b>①</b>	

## 第70回 税理士試験 相続税法 講評

#### 第一問

- 問1 「特別寄与者に対する特別寄与料」をメインテーマとした事例形式の出題でした。前回までの試験同様、改正項目を重視した出題であったこともあり、大半の受験生が準備をしていた論点であったため、メインテーマについてどれだけ記述できたかが、合否分ける大きなポイントとなりそうです。ネットスクールにおいては、直前答練(ラストスパート模試)でも同テーマについて出題していたことから、問の(2)及び(3)で8割程度の得点を期待したいところです。また、(1)では小規模宅地等の特例の適用手続に該当する理論集から解答を作成いたしましたが、期限内申告書の共同提出時において「申告期限後3年以内の分割見込書」の提出が要件にもなりますので、その部分まで触れることができればより良い解答とはなりますが、その記述がなくても合格点を確保できると考えられます。なお、解答時間の目安は30分~35分程度です。
- 問2 「みなし贈与」の課税をテーマとした事例形式の出題でした。代物弁済という民法の改正事項と絡ませた出題であったことも特徴と言えますが、問題文中の表現「土地Zの譲渡」や「金銭債権を消滅」というキーワードから、低額譲受益や債務免除益のみなし贈与規定について当たりを付けることができた受験生もいたと思われます。ただし、贈与税の課税が問題となる場合についての説明において、これら両方の課税上の問題を列挙し、関連条文及びその趣旨を完答するのは難しいと思われますので、いずれか一方、さらには、作文に近い形で説明をできていれば、十分合格点を確保できると考えられます。なお、解答時間の目安は15分~20分程度です。

## 第二問

全体的にボリュームが多く、しっかりとした問題の読み取りが必要だったため、解きにくいという印象を受ける計算問題でした。解答時間の目安は75分程度ですが、理論の解答時間とのバランスを考えると最終納付税額まで求められているかどうかがポイントとなるでしょう。

なお、主要項目の難易度を示すと、以下のとおりです。【◎得点すべき⇔△間違えても0K】

	宅地H・家屋L/	宅地M・家屋N/	宅地Q・家屋R/	宅地S╱◎	
D 产氧 在	0	0	0	七地3/◎	
財産評価	T 社株式/〇	貸付金・宅地V/	W社株式∕⊚	X社転換社債╱△	
	分割財産∕◎	債務控除∕◎	生命保険金/◎	生保権利等/〇	
その他	管理残額∕△	生前贈与加算∕◎	法定相続人の数/ ◎	2割加算/△	
	贈与税額控除/	配偶者税額軽減/◎	未成年者控除╱◎	障害者控除∕△	
	0				

# 合格ボーダーライン

以下、合格ボーダーライン及び【合格確実ライン】の予想点です。

第一問(理	論 50 点)	第二問	合 計	
問1/30点	問2/20点	(計算 50 点)		
20点【26点】	8点【12点】	35点【42点】	63点【80点】	